



発行 新潟県
第 47 号
 令和5年6月20日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 744 新潟県議会の招集（政策企画課）
- 745 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 746 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（高齢福祉保健課）
- 747 介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 748 介護保険法による指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の指定辞退（高齢福祉保健課）
- 749 クリーニング業法による研修及び講習の指定（生活衛生課）
- 750 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新（食品・流通課）
- 751 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 752 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 753 公共測量の実施通知（監理課）
- 754 道路の区域変更（道路管理課）
- 755 道路の供用開始（道路管理課）
- 756 道路の区域変更（道路管理課）
- 757 道路の供用開始（道路管理課）
- 758 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の公告（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の公告（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の公告（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 7 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

正 誤

- 令和5年5月26日付け新潟県公告中（ICT推進課）
- 令和5年6月9日付け新潟県公告中（ICT推進課）

告 示

◎新潟県告示第744号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、新潟県議会6月定例会を令和5年6月27日午後1時新潟県議会議場に招集する。

令和5年6月20日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第745号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護	なかじょうデイサービスセンター舟入	新潟県新発田市舟入町3丁目13番2号	有限会社オフィス中條	令和5年6月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	はびなす訪問看護ステーション	新潟県加茂市矢立1-13	はびなす株式会社	令和5年6月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	見附福祉会福祉用具センター	新潟県見附市学校町2丁目13番31号	社会福祉法人見附福祉会	令和5年6月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	見附福祉会福祉用具センター	新潟県見附市学校町2丁目13番31号	社会福祉法人見附福祉会	令和5年6月1日

◎新潟県告示第746号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホーム二の丸	新潟県新発田市上館520番地1	社会福祉法人二王子会	令和5年6月1日

◎新潟県告示第747号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ヘルパーステーションしおみ	新潟県燕市小牧274番地5	有限会社まどか	訪問介護	令和5年4月6日	令和5年5月31日

◎新潟県告示第748号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	辞退年月日
特別養護老人ホーム二の丸	新潟県新発田市大手町4丁目5番29号	社会福祉法人二王子会	令和5年5月31日

◎新潟県告示第749号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定による研修及び同法第8条の3の規定による講習を次のとおり指定する。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター（理事長 大森 利夫）
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体
 - (1) 名称
公益財団法人 新潟県生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地
新潟市中央区東大畑通1番町490-13
- 3 研修及び講習の種類及び日程、科目等
 - (1) 第1型研修及び講習
 - ア 開催年月日、開催地及び受講対象

	開催年月日	開催地	受講対象
研 修	令和5年9月7日（木）	三条市	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師
	令和5年9月21日（木）	南魚沼市	
	令和5年10月4日（水）	上越市	
	令和5年10月30日（月）	長岡市	
	令和5年11月15日（水）	新潟市	
講 習	令和5年9月7日（木）	三条市	クリーニング所の業務に従事する者
	令和5年9月21日（木）	南魚沼市	
	令和5年10月4日（水）	上越市	
	令和5年10月31日（火）	長岡市	
	令和5年11月16日（木）	新潟市	

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生（1時間）
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し（1時間）
- ・ 洗濯物の処理（1時間）
- ・ 繊維及び繊維製品（1時間）
- ・ レポート

ただし、前回受講より3年以内に受講する者については、一部を省略することができること。

(2) 第2型研修及び講習

ア 受付期間、レポート提出締切年月日及び受講対象

	受付期間	レポート提出締切年月日	受講対象
研 修	第1回 令和5年8月14日（月） ～令和5年11月30日（木）	令和5年12月28日（木）	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者

講習	第1回	令和5年8月14日(月) ～令和5年11月30日(木)	令和5年12月28日(木)	クリーニング所の業務に従事する者であ って、へき地、離島及び遠隔地に居住す る者、その他県知事が適当と認める者
----	-----	--------------------------------	---------------	---

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ・ 洗濯物の処理
- ・ 繊維及び繊維製品

4 受講料

(1) 研修

1人 5,000円

(2) 講習

1人 4,500円

◎新潟県告示第750号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第1項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行った。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日				
登録検査機関の名称	協同組合 米ネットワーク新潟						
代表者氏名	理事長 飯島 武好						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区南笹口1丁目9番29号						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆						
検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	山浦 徳和	もみ、玄米	K1514001				
	滝沢 毅	もみ、玄米	K1515084				
	神田 長平	もみ、玄米	K1515086				
	飯島 武和	もみ、玄米	K1515087				
	遠藤 忠克	もみ、玄米	K1515089				
	上村 友博	もみ、玄米	K1515090				
	井上 哲一	もみ、玄米	K1516116				
	上松 千恵	もみ、玄米	K1516117				
	村山 浩一	もみ、玄米	K1516118				
	岡島 和也	もみ、玄米	K1516120				
	杉本 良輔	もみ、玄米	K1516121				
	阿部 健志	もみ、玄米	K1516123				
	大津 和弘	もみ、玄米	K1516124				
	山口 博永	もみ、玄米	K1516125				
	五十嵐 清	もみ、玄米、精米、大麦、小麦、大豆	K1516126				
	深田 稔	もみ、玄米	K1517119				
	星山 恒広	もみ、玄米	K1517120				
	古川 裕幸	もみ、玄米	K1517122				
	保苅 晃規	もみ、玄米	K1517125				
	小林 仁	もみ、玄米	K1517126				
	和田 知成	もみ、玄米	K1517127				
	高橋 正明	もみ、玄米	K1517131				
	江畑 正人	もみ、玄米	K1517132				
	江畑 知子	もみ、玄米	K1517133				
	島田 泰雄	もみ、玄米	K1517134				
	佐藤 文彦	もみ、玄米	K1517137				
	神田 拓	もみ、玄米	K1517138				
	大湊 藤喜	もみ、玄米	K1517139				
	星野 達男	もみ、玄米	K1517141				
	小湊 隆二	もみ、玄米	K1519070				
	伊藤 貴幸	もみ、玄米	K1519071				
	岩澤 妙子	もみ、玄米	K1519072				
	伊藤 忍	もみ、玄米	K1519073				
西村 和正	もみ、玄米	K1519074					
鷺尾 雅浩	もみ、玄米	K1520036					
東城 毅	もみ、玄米	K1520037					
関口 義雄	もみ、玄米	K1521039					
長谷川 里美	もみ、玄米	K1521040-1					
長部 茂幸	もみ、玄米	K1521041					
坪谷 直樹	もみ、玄米	K1524068					
平野 宗隆	もみ、玄米	K1524070					

青柳 佑介	もみ、玄米	K1524071		
大塚 博幸	もみ、玄米	K1524073		
高田 光	もみ、玄米	K1524074		
堀江 幸一	もみ、玄米	K1524076		
小林 誠	もみ、玄米	K1524077		
熊倉 勝也	もみ、玄米	K1524078		
首藤 容子	もみ、玄米	K1524079		
高橋 智也	もみ、玄米	K1524080		
武田 里司	もみ、玄米	K1525039		
桑原 健	もみ、玄米	K1525041		
山崎 福太郎	もみ、玄米	K1525042		
渡邊 裕樹	もみ、玄米	K1525043		
下條 聡郎	もみ、玄米	K1525044		
笠原 薫	もみ、玄米	K1525045		
丸山 勲	もみ、玄米	K1525046		
近山 務	もみ、玄米	K1526038		
中條 一男	もみ、玄米	K1526039		
清水 貴	もみ、玄米	K1526040		
藤ノ木 隆広	もみ、玄米	K1526041		
今井 伸哉	もみ、玄米	K1526042		
古川 順子	もみ、玄米	K1526043		
本多 紀美江	もみ、玄米	K1526044		
池田 雄一	もみ、玄米	K1528001		
矢口 貴基	もみ、玄米	K1528043		
小林 和	もみ、玄米	K1528045		
清塚 則和	もみ、玄米	K1528046		
小島 達郎	もみ、玄米	K1528047		
梅津 剛	もみ、玄米	K1528048		
小川 義幸	もみ、玄米	K1528051		
牧江 龍郎	もみ、玄米	K1528053		
桑原 由紀子	もみ、玄米	K1528054		
金井 淳	もみ、玄米、精米、大麦、小麦、大豆	K1529004		
椛澤 庄太	もみ、玄米	K1529048		
長谷川 篤	もみ、玄米	K1529049		
椿 優	もみ、玄米	K1529050		
佐藤 ますみ	もみ、玄米	K1529051		
南 修久	もみ、玄米	K1529052		
齋藤 高央	もみ、玄米	K1529053		
後藤 光	もみ、玄米	K1529055		
伊藤 佐恵子	もみ、玄米	K1529057		
山川 翔平	もみ、玄米	K1529058		
櫻井 一成	もみ、玄米	K1529059		
川瀬 雄介	もみ、玄米	K152019039		
高橋 則行	もみ、玄米	K152019040		
武石 剛一	もみ、玄米	K152019041		
中條 薫	もみ、玄米	K152019042		
櫻井 克彦	もみ、玄米	K152019043		
新保 勇祐	もみ、玄米	K152019044		
渡邊 真平	もみ、玄米	K152019045		
朴 美玉	もみ、玄米	K152019047		
中澤 俊彦	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆	K152020001		
捧 光一朗	もみ、玄米	K152020006		
内田 健二	もみ、玄米	K152020007		
小岩 孝徳	もみ、玄米	K152020008		
大久保 遼	もみ、玄米	K152020009		
宍戸 正美	もみ、玄米	K152020010		
布川 雅文	もみ、玄米	K152020011		

	中野 正崇	もみ、玄米	K152020013			
	信田 俊一	もみ、玄米	K152020014			
	近嵐 一希	もみ、玄米	K152020015			
	佐藤 恵子	もみ、玄米	K152010039			
	満保 道代	もみ、玄米	K152020019			
	井口 忠道	もみ、玄米	K152020020			
	高野 日出和	もみ、玄米、大麦、大豆	K152003096			
	蒲澤 吉彦	もみ、玄米	K152021053			
	大橋 哲男	もみ、玄米	K152021054			
	三上 恵介	もみ、玄米	K152021055			
	吉原 豪	もみ、玄米	K152021056			
	笛木 こずえ	もみ、玄米	K152021057			
	稲家 大輝	もみ、玄米	K152021059			
	早野 勝広	もみ、玄米	K152022047			
	西村 エリ子	もみ、玄米	K152022048			
	松尾 亮輔	もみ、玄米	K152022049			
	大津 大稔	もみ、玄米	K152022050			
	板鼻 節子	もみ、玄米	K152022051			
備考	略称『米ネットワーク新潟』令和5年6月20日 登録更新。					

◎新潟県告示第751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区の定款の変更を令和5年6月9日認可した。

令和5年6月20日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の信濃川左岸土地改良区の定款の変更を令和5年6月12日認可した。

令和5年6月20日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第753号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量 3級基準点測量
- 2 作業期間 令和5年6月1日から令和5年8月31日まで
- 3 作業地域 新潟県東蒲原郡阿賀町平堀地区

◎新潟県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延	長
---	---	------	-------	---	---

村上市馬下字ワキノ平1398番19から	新	14.8～46.0メートル	136.2メートル
同市馬下字ワキノ平1398番22まで	旧	14.8～27.0メートル	136.2メートル

◎新潟県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 345号
- 2 供用開始の区間
村上市馬下字ワキノ平1398番19から同市馬下字ワキノ平1398番22まで
- 3 供用開始の期日 令和5年6月20日

◎新潟県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字樽本字東川手甲519番4から	新	16.8～142.2メートル	73.8メートル
同市大字樽本字東川手甲523番1まで	旧	16.8～64.2メートル	73.8メートル

◎新潟県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 飯山斑尾新井線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字樽本字東川手甲519番4から同市大字樽本字東川手甲523番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年6月20日

◎新潟県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 市野沢中興線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市真光寺字高野1485番1から	新	7.6～21.8メートル	45.1メートル
同市平清水字真光寺道江東944番7まで	旧	7.6～10.6メートル	48.4メートル

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年6月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 (仮称) ツルハドラッグ加茂柳町店
 - 所在地 加茂市柳町2丁目乙106-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社ツルハ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 八幡 政浩
 - 住所 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社ツルハ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 八幡 政浩
 - 住所 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 - 令和6年2月3日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
 - 計1,277平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計50台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計5台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計24.0平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計6.54立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分から午後12時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 2箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後9時00分
- 7 届出年月日
令和5年6月2日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、加茂市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和5年6月20日から令和5年10月20日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子カルテ用リサイクルトナーの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年6月20日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
電子カルテ用リサイクルトナーの購入 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和5年7月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県立新発田病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課経営係
電話番号 0254-22-3121 内線2517

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年6月26日（月）午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和5年6月22日（木）午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和5年6月22日（木）に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ICGクリアランスメータの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年6月20日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ICGクリアランスメータ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年6月26日（月）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす
る。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ベッドパンウォッシャーの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年6月20日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ベッドパンウォッシャー 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年6月26日（月）午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第7号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西区	(略) <u>介護医療院 こばり園</u> (略)	(略) 新潟市西区小針 3丁目25-1 (略)	新潟市西区	(略) <u>老人保健施設 こばり園</u> (略)	(略) 新潟市西区小針 3丁目25-1 (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

令和5年5月26日付け新潟県公告（一般競争入札の実施）中

ページ	行	誤	正
28	26	契約希望金額の100分の5に相当する金額	契約希望金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額
28	31	契約金額の100分の10に相当する金額	契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額

令和5年6月9日付け新潟県公告（一般競争入札の実施）中

ページ	行	誤	正
6	35	契約希望金額の100分の5に相当する金額	契約希望金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額
6	40	契約金額の100分の10に相当する金額	契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額